

登別市利用者負担額基準額表

2号・3号認定（保育所利用）

【利用者負担】					
階層	区分	保育料（副食費）基準額			
		3歳未満児		3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間・短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0		
C	市町村民税均等割課税世帯	18,000	17,820		
D1	市町村民税所得割 48,600円未満	19,500	19,300		
D2	市町村民税所得割 57,700円未満	22,120	21,830		
	市町村民税所得割 60,700円未満				
D3	市町村民税所得割 72,800円未満	24,750	24,420		
D4	市町村民税所得割 84,900円未満	27,370	27,010		
D5	市町村民税所得割 97,000円未満	30,000	29,600		
D6	市町村民税所得割 115,000円未満	33,620	33,180		4,500
D7	市町村民税所得割 133,000円未満	37,250	36,750		
D8	市町村民税所得割 151,000円未満	40,870	40,320		
D9	市町村民税所得割 169,000円未満	44,500	43,900		
D10	市町村民税所得割 301,000円未満	61,000	60,100		
D11	市町村民税所得割 397,000円未満	80,000	78,800		
D12	市町村民税所得割 397,000円以上	104,000	102,400		

3歳未満児

B～D9 階層 : 1人目の年齢に関わらず、保育所を利用する2人目以降については0円とする。

D10～D12 階層 : 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等(認可外保育施設等を除く)を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

3歳以上児（副食費）

B 階層～D2 階層の一部 : 免除対象となるため0円とする。

D2 階層の一部～D12 階層 : 4,500円とする。

※満3歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、満3歳未満の利用者負担額を適用する。

※税額控除については、調整控除等を除き、反映しない。

※所得階層の認定は、8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する。

登別市利用者負担額基準額表【ひとり親等世帯】

2号・3号認定（保育所利用）

【利用者負担】				
階層	区分	保育料（副食費）基準額		
		3歳未満児		3歳以上児
		標準時間	短時間	標準時間・短時間
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	
C	市町村民税均等割課税世帯	7,400	7,330	
D1	市町村民税所得割 48,600円未満	9,000	9,000	
D2	市町村民税所得割 60,700円未満	9,000	9,000	
D3	市町村民税所得割 72,800円未満	9,000	9,000	
D4	市町村民税所得割 77,101円未満	9,000	9,000	
	市町村民税所得割 84,900円未満	27,370	27,010	
D5	市町村民税所得割 97,000円未満	30,000	29,600	
D6	市町村民税所得割 115,000円未満	33,620	33,180	
D7	市町村民税所得割 133,000円未満	37,250	36,750	
D8	市町村民税所得割 151,000円未満	40,870	40,320	
D9	市町村民税所得割 169,000円未満	44,500	43,900	
D10	市町村民税所得割 301,000円未満	61,000	60,100	
D11	市町村民税所得割 397,000円未満	80,000	78,800	
D12	市町村民税所得割 397,000円以上	104,000	102,400	4,500

※【ひとり親等世帯】とは、母子世帯等・在宅障がい児（者）のいる世帯・その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると認められる世帯）

3歳未満児

C～D9階層 : 1人目の年齢に関わらず、保育所を利用する2人目以降については0円とする。
D10～D12階層 : 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等（認可外保育施設等を除く）を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

3歳以上児（副食費）

C～D4階層の一部 : 免除対象となるため0円とする。
D4階層の一部～D12階層 : 4,500円とする。

※満3歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、満3歳未満の利用者負担額を適用する。

※税額控除については、調整控除等を除き、反映しない。

※所得階層の認定は、8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する。